

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
日本語教育の標準に関するワーキンググループ 第2回 議事録

令和元年9月13日(金)
15時00分～17時00分
旧文部省庁舎2階文化庁第2会議室

〔出席者〕

(委員) 石井委員, 金田委員, 島田委員, 築島委員, 菊岡委員, 松岡委員 (計6名)
(文化庁) 高橋国語課長, 津田日本語教育専門官, 増田日本語教育専門職, 北村日本語教育専門職,
松井日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第1回ワーキンググループ議事録(案)
- 2 日本語教育の標準に関するワーキンググループの進め方について
- 3 日本語教育の標準に関する検討事項(案)
- 4 共通参照レベル(案)
- 5 自己評価表(案)

〔参考資料〕

- 1 論点3のこれまでの審議経過について
- 2 日本語教育の標準等に関し新たに指摘されている課題について(案)
- 3 令和2年度文化庁の日本語教育関連概算要求の概要

〔机上配布資料〕

- 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(報告)
(平成22年5月19日)
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) (平成25年2月8日)
- 3 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(リーフレット)(平成25年2月18日)
- 4 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)(平成26年1月31日)
- 5 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告) 改訂版 (平成31年3月4日)
- 6 CEFR関連資料

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から, 配布資料3「日本語教育の標準に関する検討事項(案)」について説明があり, 意見交換を行った。
- 3 事務局から, 参考資料3「令和2年度文化庁の日本語教育関連概算要求の概要」について説明があり, 質疑を行った。
- 4 次回の日本語教育の標準に関するワーキンググループを10月8日に行うことを確認した。
- 5 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○金田座長

ただいまから第2回日本語教育の標準に関するワーキンググループを開会いたします。
資料1の前の議事録(案)ですが, 御確認いただき, 9月20日までに御連絡ください。最終

的な確定は、私の方に御一任くださいますようお願いいたします。

議事に入ります。本日は、主に配布資料3「日本語教育の標準に関する検討事項(案)」を中心に検討を行う予定です。「日本語教育の標準(仮)」を策定するに当たって、まず、なぜ今、策定を行う必要があるのか、現状と課題を確認したいと思います。これが一つ目の議題です。

次に、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)を参考とすることについてですが、日本語教育の標準を検討する上でCEFRを参考とすることは、参考資料1「論点3のこれまでの審議経過について」にありますように、平成25年の課題整理ワーキンググループの報告に既に記載がございます。つまり、当時から日本語教育小委員会も念頭にあったということですが、2018年にCEFR補遺版も出されていますので、改めてCEFRを参考とすることの是非について、検討を行いたいと思います。

配布資料3「日本語教育の標準に関する検討事項(案)」5ページを御覧ください。日本語教育の標準とは何か、そして、対象、内容に関して記載をしております。この中に、基本的な考え方、理念等が示されてきますので、この検討を行いたいと思います。

7ページ、4ですが、一次報告を今年度出すわけですが、その中でどういったことを検討するのかということ、改めて考えたいと思います。また、8ページですが、令和2年度以降、どのように何を検討していくかについても審議していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ここまでが今日お話をすべき内容ですが、まず、配布資料3「日本語教育の標準に関する検討事項(案)」の「1 現状と課題について」、事務局から読み上げをお願いできますか。

○松井日本語教育専門職

配布資料3「日本語教育の標準に関する検討事項(案)」の現状と課題、それぞれ読み上げさせていただきます。それから議論の検討に移っていただければと思います。

1. 現状と課題。(1)日本語教育の標準に関する現状。日本語教育の内容及び方法に関連して、日本語教育の標準としては、文化審議会国語分科会が取りまとめた『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等(以下、『標準的なカリキュラム案』という。)のほか、例えば独立行政法人国際交流基金が作成した日本語教育の方法及び学習成果の評価の枠組みである「JF日本語教育スタンダード」がある。

国内では、文化審議会国語分科会が策定した「標準的なカリキュラム案」の活用が推進されている。海外では、国際交流基金が「ヨーロッパ言語共通参照枠」(以下、CEFRという。)を参考に策定した「JF日本語教育スタンダード」の活用が推進されている。

現在、国内で実施されている日本語能力の判定テスト(約20の機関・団体)は、統一された日本語教育の標準がないため、個々の指標に基づき、レベルや判定基準等が設定されている。このことにより、日本語を学ぶ外国人や外国人を雇用する企業等が、日本語能力の判定に必要なテストを選びにくい状況にある。

自治体や民間が個別に日本語教育の標準やCan-Do Statements(能力記述文)やテスト等を作り、その活用に取り組んでいるが、国として日本語教育の標準について統一したものはない。

(2)日本語教育の標準に関する課題。我が国に在留する外国人は273万人と過去最高を記録し、人口比も2%を超えて増加傾向にある。在留外国人の定住化が進み、来日当初の生活に必要な日本語や初期段階の日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる多様な分野の日本語が求められるようになってきている。

外国人が日本での日常生活を安全・安心に送るために必要な日本語の教育内容として策定した「標準的なカリキュラム案」は、生活場面ごとに求められる能力が4技能(読む、聞く、話す、書く)別に挙げられているものの、言語行動の難易度に対する配慮は十分ではない。

2 ページ目です。特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした在留外国人が増加し、入国要件等に一定の日本語能力が課せられるようになった。しかし、国としての日本語教育の統一的な標準は策定されていない。

外国人を雇用する産業界・経済界が職務内容に応じて採用条件として求める日本語能力の参考となる指標が整備されていない。

国内外の日本語教育の標準を総合する視点が重要であるとの指摘がある。

日本語教育の標準が策定されることにより、その標準と現在実施されている日本語能力の判定テストとの通用性が確保されることが期待される。

国際交流基金が C E F R を参考に策定した「J F 日本語教育スタンダード」には、C 1、C 2 レベルの日本語能力の C a n - d o リストはない。

日本語教育の標準が定められていないため、民間試験で示された読み書きの日本語能力のレベル判定基準が、「生活者としての外国人」の日本語能力評価や学習目標の指標として用いられてしまうことがある。

日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容が明らかにされていないため、コミュニケーション能力を含む、指標となる目安が示されていない。また、日本語によるコミュニケーション能力を判定するためのレベル別のテストが開発されていない。以上です。

○金田座長

ありがとうございました。この部分は、前回のワーキンググループでの検討を踏まえて、既に日本語教育小委員会にも報告しております。更に追加する事柄、あるいは文言の修正等ございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松岡委員

2 ページ目の丸の下から二つ目で、「日本語教育の標準が定められていないため、民間試験で示された読み書きの日本語能力のレベル判定基準が」というのがありますが、これがどう課題なのか、事情が分からない方が読むと伝わりにくいのではないかと思います。どう書けばいいのかというのが思い浮かばないのですが、その基準が用いられ「てしまう」というニュアンスで書いてあるので、「てしまう」ことの課題は何なのかというところが、地域の現場に関わっていらっしゃる方にも伝わるような書きぶりにした方がいいと思います。書かれていることを何が悪いのが分かりにくいように感じます。

○金田座長

そうですね。事務局と検討しまして工夫しましょう。

○松岡委員

それから、最後の丸のところの、「コミュニケーション能力を判定するためのレベル別のテストが開発されていない」というのが、言い切って大丈夫なのかという危惧があるのですが、どうでしょうか。

○金田座長

レベル別の問題ですか。

○菊岡委員

基金が発行しているロールプレイテストがありますが、あれは大規模試験ではありません。今回公表した J F T - B a s i c は、コミュニケーションに必要な日本語能力を測ることを目的と

しております。

○築島委員

一つの、ではなく、各段階、レベル別のということだと思っておりますが、ここで言うコミュニケーション能力がどうかということだと思っております。恐らく、日本語能力試験も、冒頭でコミュニケーション能力を測るテストと書いてあると思うので、ここで言うことが違うということなのだと思うのですが、書き方に工夫が必要だろうと思っております。

○松岡委員

用語の問題をどう捉えるかですが、いろいろな立場の方が見るので、コミュニケーション能力とは何かといったときに、知識の部分も含めてであると考えれば、JLPTで測っているのではないかという話になるでしょうし、そうでなく、産出という観点からは、測れていないのではないかという方もいらっしゃるでしょうし。どうすればよいかということは、今、思い浮かばないのですが、誤解のない書き方に改めた方がいいと思えました。

○金田座長

確認ですが、これは要するに、今、生活者としての外国人の日本語能力を評価する方法が確立はされていないために、例えば、日本語能力試験等の既存のテストを活用することがある、しかし、それは生活者の日本語の能力を正當に評価できているとは限らないということですね。

○松岡委員

更に、生活者としての外国人が日本語習得を義務付けられている存在ではないので、日本語能力を評価すること自体も必要なのかという考え方もあると思っております。しかし、日本語を教えると、どれぐらいできているのか知りたくなるようなので、それなら試験を受けてみようかということは、どこの教室でもよくあると思っております。

○金田座長

今の話は生活者である学習者にとっても自分の今の能力はどのぐらいか知りたいと思ったときに、どのテストを受けたらいいか適切な能力評価がないというのが問題だとも言えますね。

○松岡委員

ありませんし、何のために測ると問詰めても仕方がないと思うのですが、教室でよく語られるのは、ある程度の学習をすると、そこから先にどのように学習を進めたらいいか分からない、目標が見えなくなるので、何かテストをクリアしていくことで達成感や到達感を得たいということはよく言われます。生活者としての外国人という対象に評価が必要なのかどうかというのは、別の議論だと思いますがそういう意見が出てくる可能性はあると思っております。

○金田座長

日本語教育の標準に関する現状や課題をまとめているところですが、私たちとしては、生活者としての外国人にとっても、日本語教育の標準を示すということは、学習を進めていく上で役に立つものであり、そういうものを作りたいという考えですから、そのことが分かるような課題の書き方が、ここでできると良いということでしょうね。

○松岡委員

この日本語教育の標準は、生活者としての外国人だけを対象に作るわけではありませんね。も

っと幅広い対象ですね。いろいろな立場の方がいろいろ言うと、話が混乱しそうな気はします。

○金田座長

もちろん、生活者のみを対象とするということではありませんが、日本で生活している生活者をもっと別の分野に進んでいく、あるいは国をまたいで移動していくということも、当然、人生の中にはあるので、その人が自分の日本語の能力を、どう自分なりに評価していくか、あるいは、評価してもらって自分の価値として外にアピールしていくかということも考えられると良いと思います。問題の箇所は、現状のいろいろなテストが、必ずしも対象者の日本語の能力を正当に評価できるものにはなっていないということだと思います。それを少し書き加えるなど、事務局と検討しまして工夫しましょう。

最後のところは、恐らく、コミュニケーション能力の定義であって、ここに書いてあるのは、どちらかといえば口頭コミュニケーションの話だとは思いますが、どこまで限定的に示すのかというのは、御検討いただければと思います。

○増田日本語教育専門職

はい。

○築島委員

ある意味、この下の二つは、同じようなことを言おうとしているのではないのでしょうか。下から二つ目の項目がやや言葉足らずで、持って行きたい方向がよく伝わらないように思うのですが、この下から二つ目のだけに「日本語教育の標準が定められていないため」という文言が入っていることも引っ掛かっているのかもしれませんが。

基本的には、読み書きの判定基準ばかりが先行しているというか、そういうものが多いということが書いてあって、下は多分、産出

とかそういうことも含めたコミュニケーション力を判定するものが開発されていないということだとすると、書き方を工夫することによってはまとめられるのではないかと感じました。

ただ、一方で、最終的には構わないのですが、この課題のところ、最終的に作ろうとしている「日本語教育の標準」に対応して、何が足りないか、何が課題になっているかとなっていると思うので、今、話題になった「生活者としての外国人」というのがイメージの中の中核にあるのであれば、そういう文言を入れてもいいと思います。かたや2ページ目の上から二つ目には、「産業界や経済界が職務内容に応じて採用条件として求める日本語能力の参考となる」とありますが、ここまで今回の日本語教育の標準が踏み込んで作っていくのか、作っていかない場合も課題としては書いておくのかどうかは、検討した方がいいかと思います。

○石井委員

下から二つ目の丸の文章だけ見ると、生活者としての外国人の日本語能力ということを考えたときに、今まで日本の中で流通している試験は、ほとんどが、紙の上で自分の頭の中にある知識を吐き出す、それがどれぐらい的確にできるかということだけ測っていて、コミュニケーションとか生活者という言葉が、指標にならないと言った瞬間に、単に口頭のやり取りの話だけではなくて、コミュニケーションという問題がより色濃くあるからこそ、パフォーマンスを切り取ってくるのではなく、相手になっている日本語話者がどの程度工夫できるかにも関わるのだということが書かれたのかと思いました。

しかし、試験として、より現実に近いものを再現するのは難しいのですが、このような標準を出していくとき、学習者だけの評価するのではなく、常に能力を発揮できる環境についての言及と一緒に示すべきではないかと思うのです。評価の問題として、特に言語能力の評価に関して、明

らかに日本語話者が複数いて、そこで関わりながら自分の力を発揮したり、伸ばしていったりすることも同時に明記するという必要があるのではないのでしょうか。議論の本筋とは少しずれているのかもしれませんが。

○金田座長

石井委員がおっしゃったことは、恐らく、試験の内容・方法に関わる点であると思うのですが、従来、私たちが知っている日本語能力に関する試験の方法は、270万人いる在留外国人全員に適用可能な方法ではないということですね。10年ほど前、在住外国人を対象とした調査を行ったときに、日本語能力の判定をする必要があったため、J-CATを使わせてもらったのですが大変な時がありました。パソコンを触ったことがない方も多かったのです。問題がパソコン画面に出てきて、選択肢の中から答えをクリックして次に進んでいくのですが、次の画面に自動的に進むまでかなり時間の余裕があるというものです。しかし、選択肢から選ぶというテスト形式にも不慣れですし、そもそもマウスも触ったことがないので、うまくクリックできないということもありました。指示が分かるように、各国語訳を持っていたのですが、そういうことでは全く不十分でなく、試験の方式自体に問題があったのです。

1か所に集めてテストをするというのは弊害があること、その人の日本語の能力を発揮する場として、従来型のテストというのは適当ではないのだと痛感したのですが、そういうようなことも含めてということでしょうか。

○石井委員

はい。そこを重々承知の上で、テストだけで動いていくのではなく、本来、人の能力を測ることはどういうことかと、日本語教育の標準を出す段階で併せて出したいということを申し上げたかったのです。

○菊岡委員

私も、相互行為の中での能力を測れていないということを明記するのは良いと思います。Can-doというのが、そもそもそういった、相手がどう出てくるかということも含めて記述をしていくものなので、そういう意味では、ここで日本語教育の標準の中にCan-doを取り入れていくことで解決できそうな問題だと思って伺っておりました。

○金田座長

いろいろ追加・補足するところが出てきたと思いますので、修文案をよろしくお願いします。

それでは、現状と課題に関しましては、大体このような感じによろしいですか。またこの後もし必要があれば、是非おっしゃってください。

それでは、3ページ目の「2. CEF Rを参考とすることについて」です。これに関しても、事務局から読み上げをお願いいたします。

○松井日本語教育専門職

読み上げさせていただきます。2. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEF R)を参考とすることについてです。

CEF Rは、言語の枠や国境を越えて、外国語の運用能力を同一の基準で測ることができる国際標準であり、学習者、教授する者及び評価者が、外国語の熟達度を同一の基準で判断しながら、学び、教え、評価できるように開発された。

CEF Rは欧州評議会によって、20年以上にわたる研究と実証実験の末に開発され、2001年に公開された。現在では40もの言語で参照枠が提供されている。また、CEF Rは

言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

CEFRの等級はA1, A2, B1, B2, C1, C2の6段階に分かれており、その言語を使って「具体的に何ができるか」という形で言語力を表す「Can-do Descriptor」を用いて分かりやすく示されている。

日本においても、平成24年からNHKの語学番組のレベル表記に使用され、文部科学省では大学入試センター試験に代わる新たなテストとして令和2年度から実施する共通テストに参加する試験・検定試験の指標として活用されている。

日本語教育への活用としては、国際交流基金がCEFRの考え方にに基づき、日本語教育の方法及び学習成果の評価の枠組みである、JF日本語教育スタンダードを開発し、主に海外における日本語教育において普及・活用されている。

在留資格「特定技能」取得に際しては、CEFRのA2相当の日本語能力が要件とされている。また、令和元年8月には、法務省告示をもって定める日本語教育機関に対する抹消基準として、課程修了者の7割以上が3年連続でCEFRのA2相当以上の日本語能力を習得できない場合が適用されている。

外国人を雇用する企業が、CEFRを参照し、外国人の日本語レベルを示した独自のCan-do Statements（能力記述文）を作成し、提示するなど、国際基準となる枠組みとして利用が広がっている。

以上のことから、日本語教育の標準の策定に当たっては、CEFRの実践の成果や課題を踏まえて検討することが適当である。ただし、我が国の外国人に対する日本語教育において、CEFRをどのように参照し、どのような日本語教育の標準を策定するのかについて検討する必要がある。

次のページです。CEFRの補遺版が2018年に出され、能力記述文等が追加・補完されているが、CEFRの構成や共通参照レベルには影響しないことから、今回の「日本語教育の標準（仮）」の一次報告（案）の検討に当たっては、CEFR（2001）を主に参考として検討することとし、補遺版は適宜参照することとしてはどうか。

CEFRは30年を経過した現在でも、検証・見直しが行われている。CEFRを参照するに当たっては、「日本語教育の標準（仮）」の策定後も、定期的な検証・見直しを念頭に置く必要があるのではないか。

CEFRの言語能力指標は、日本語教師や外国人を雇用する側が活用するのみならず、学習者が自らの言語能力を振り返り、目標を設定するなど主体的自立的な学びを促進するよう作られている。この考え方を取り入れ、日本語学習者も活用することを想定して作成してはどうか。以上です。

○金田座長

ありがとうございました。丸で示されているものが三つありますが、これは既にワーキンググループで検討し日本語教育小委員会に報告しているものです。四つ目の中黒以降は、今回、新しく追記した事柄です。CEFRを参考にすることについて、改めて御意見を頂戴できればと思います。

恐らく、参考にすべきだという根拠と、参考とする上で留意すべきことと分けられると思うのですが、最初に、参考にすることが適当・妥当であることの根拠に関して、御意見いただけますか。

○石井委員

言うまでもないことだと思いますが、言語テストというと、日本では、一般的に知識を主な測

る材料としていました。CEFRの理念で、今、私たちが取り組もうとしている「生活者としての外国人」を含めた学習者のことを考えたときに、どれぐらい正確に知識を求めに応じて出せるかという話ではなくて、その言葉を使って何ができるかということ測ろうという基本的なスタンスといいたいでしょうか、目的という点で、今まで日本の中にあるものでは見付からないと思いますので、CEFRという選択は十分に意味があると思います。

○金田座長

そのことを明確に示した方がいいかもしれません。今、丸の三つ目に、CEFRの等級はということで、具体的に何ができるかを「Can-do Descriptor」で示しているということを書いてありますが、なぜそれが大事かということですね。三つ目の丸の下か上かどちらかに、行動・パフォーマンスが大事だという考え方がCEFRには明確に示されているということを書くべきではないかと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

○松岡委員

二つ目の丸のところ、CEFRがもともと作られた根拠、理由と言いますか、流動性というところが記載されています。今まで日本はそれほど外国人が入ってくる状況ではありませんでしたが、本当にグローバル社会と言われるようになってから、流動性が上がって、法律も変わって、これからどんどん人の移動が進展するであろうということは前文にも書いてあるのですが、そういう状況になって、日本語を使ってコミュニケーションをする人たちの新しい参画が様々な領域に広がってくることになると思います。

そのときに、外国人の日本語能力の判定について、文化庁はそこを出せと他省庁から言われている状況ではないかと思います。言語能力のコアになる部分を考える際に、CEFRの流動性を促進するというコンセプトを取り入れる価値があると言うのは大事なことだと思います。

一方で、CEFRを使う課題が、些末な話で、例えば漢字はどう扱うのか、敬語等のスピーチレベル、ヨーロッパ言語に比べると、話し言葉と書き言葉の習得レベルの平衡性というのは日本語は問題が多いだろう、CEFRで出しているものについて、順序性がどう対応しているのか検証していないなど、いろいろな指摘が出ています。日本語教育大会のパネルディスカッションで京都大学の木本先生がおっしゃった画一性と多様性の話だと思うのですが、画一性を担保する必要性はこういう部分で、多様性で対応しなければいけないところはこういう部分であるということ、皆さんがある程度共通認識を持った上で、だから使う価値があるといったことを示す方がいいと思います。ここにそれを書くのがどういう文言になるのか分からないですが、強調すべきところははっきり分かるようにした方がいいですし、課題について対応の必要性はあるといったことも、書けばいいと思います。

○金田座長

今、おっしゃったことは、どちらかという、参考にするものの根拠というよりは、参考にして運用していく上での留意すべき点という方になりますか。

○松岡委員

はい。根拠としては、流動性という点をきちんと見ましようということ。ただし、独特な多様性の部分のところもあるので留意します、ですね。

○金田座長

しないといけませんね。

○松岡委員

3 ページ目の下から三つ目の中黒に、法務省告示校の日本語能力基準の話や特定技能の話が、いろいろ出ているのですが、適用されている現状かもしれなませんが、だからどうしたというのは読み取れません。あえて言っていないとは思いますが、把握する術はないわけですか。

○金田座長

これは、参考とすることの根拠として、既にこれだけ広がりがあるのだという例として挙がっているということですよ。

○増田日本語教育専門職

はい。

○金田座長

日本国内でも C E F R の利用が増えているという事例として書いてると思いますが、ここは多い方がいいのでしょうか。それが日本語教育に限らず、ほかの語学教育でも国内でかなり浸透しつつあるし、日本語教育の業界も同様に、少しずつ既に C E F R が導入されていますね。

○島田委員

この部分は積極的な理由ではないと思うので、理念的な、主体的自立的な学びを促進するように作られている、そういった C E F R の考え方を参考とすることが積極的な理由としてあり、それで更に、今、外国語教育でかなり浸透しているということも、大きな理由ではあると思います。

今から別のものを持ってくるというよりは、既に浸透して使われているものを、ここで採用するのがいいのではないかということです。C E F R が使われているのは、それなりの理由があるから使われていると思うのですが、そのところを書くとは分かりやすいのではないかと思います。

○金田座長

参考とする根拠と、参考にするに当たって留意すべき点を(1)(2)のようにはっきり分けてしまった方がいいでしょう。

○増田日本語教育専門職

分かりました。ありがとうございます。

○金田座長

今、島田委員がおっしゃってくれたように、理念的なところですね、主体的自立的な学びを促進できるものだという事は、根拠の方に反映するようにした方がいいですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○金田座長

大学の中でも、大学で使われている外国語、特にヨーロッパ言語のドイツ語、フランス語辺りは、教科書には大抵、B 1 とか B 2 と書いてあります。学生はあまり気付いていないのですが、日本語教育関係の授業で C E F R の話をするとき、外国語の授業のある人は教科書を見てみてく

ださいと言ってかばんから出してもらうことがあります。ほら、ここにB1と書いてあるでしょうと示すのですが、今、大学の授業で使用している外国語教科書は大抵、そうなっているでしょう。

他にも、例えば交換留学生の受入れの際に、言語能力を条件としている場合、CEFRの基準を使っている大学は、かなり増えているのではないかと思います。そのことまで書く必要はないと思うのですが、一般的にかなり流通していることではあると認識しています。

○菊岡委員

私も基本的にCEFRを参照するのが良いかと思います。既に出た意見ではありますが、先日の日本語教育大会での大木先生の御発表にあった画一性と多様性という観点は非常に重要だと思ひまして、画一性の部分で、今、おっしゃったような、どこに行っても同様な視点で評価ができるという点がとても重要であり、その軸をCEFRに持ってこないことには、機能していかないのかと考えます。

また、その後、そこに枝葉を付けていく際に、ある程度、日本語独自のものを具体的に記述していくことによって、多様性と日本語独自の文脈を確保していけると思ひます。

○金田座長

ありがとうございます。

○築島委員

書きぶりのことで、4ページの上の補遺版の話です。もしかしたら島田委員に何うのがいいかもしれませんが、CEFRの構成や共通参照レベルには影響しないというのは、言い切って大丈夫ですか。

○島田委員

2行目ですか。

○築島委員

はい。何をもって影響しない、というか、影響しているとは思わない、ということだと思ひのですが、そう言えるのか。

○菊岡委員

実際に、過去のA1のCan-doだったものが、Pre-A1に移動しているというケースはありますね。

○築島委員

はい。それもありますし、自己評価表はPre-A1がなくて、A1からC2までにまだとどまっているとか、そういう意味での枠組み自体は大きく変わっているわけではないと思ひますが、でも、単純に能力記述文などが追加・補完されただけではないと思ひます。最初の丸の三つ目のところでも、「6段階に分かれており」と完璧に言い切っているのも、実は2001年度版ではと断ったほうがいいと思ひます。前後関係をどのようにまとめたらいいか気になったのですが、どうすればいいでしょうか。

○島田委員

6段階と最初のところに書いてあるのは、2001年版と補足した方がいいかもしれないですね。

誤解を生むかもしれません。

○金田座長

三つ目の「6段階に分かれており」は、書かなくてもいいですね。CEFRを使う根拠としては段階があって、その段階ごとに具体的に何ができるかというものが示されているということでしょう。

○菊岡委員

3ページの中黒の三つ目の、在留資格「特定技能」の取得の件ですが、CEFR・A2相当の日本語能力が要件という書き方をしても、既に問題ないと捉えてもいいですか。どう見てもそうですが、こうやって公に出るものの中に書かれていることが引用されて、A2であると皆さんが語っていくことになると思います。

○増田日本語教育専門職

確認したいと思います。

○金田座長

CEFRを参考にする理由・根拠、そして参考にする際の留意点、それぞれ見ていきましたが、追加すべき事柄はありますか。では、次に進めさせていただきます。5ページです。日本語教育の標準についてですが、それでは、この資料に即しまして、事務局から説明をお願いします。

○松井日本語教育専門職

3番、「日本語教育の標準(仮)」についてです。(1)「日本語教育の標準(仮)」とは。CEFRにおいては、学習者(言語使用者)を社会生活で役割を持つ社会的存在(社会の一員)として示している。このことについても丁寧に説明し、学習者に対する認識を周知することが望ましいのではないか。

CEFRの理念の一つである、言語を使って何ができるかが重要視される「行動中心アプローチ」について取り入れることとしてはどうか。「標準的なカリキュラム案」では「行動・体験中心の言語活動」として取り入れており、「JF日本語教育スタンダード」においても、課題遂行能力が掲げられている。

CEFRを参照することにより、言語活動別の能力評価が可能となる。このことによって、例えば、話す力はB2、読む力はB1、書く力はA2のように示すことができるようになり、言語能力を示しやすくなるのではないか。

CEFRは、言語教育に関わる全ての人が言語学習・言語教育などに関して参照するためのガイドラインであり、参照枠であって、同質化を狙ったものではない。「日本語教育の標準(仮)」の策定に際しても、そのことを踏まえる必要があるのではないか。

「日本語教育の標準」は仮称であり、今後一般に分かりやすい名称、誤解を与えない名称を検討する必要があるのではないか。

共通の枠組み、記述レベル、指標を学習者及び教育関係者に示すことは、日本語教育の質の向上につながるのではないか。

世界中で国境を越えた人の移動が進み、複数の言語を持つ人々が増えている。このような状況において、学習者が自らの日本語の習熟度を客観的に把握したり、具体的な学習目標を立て自律学習を進めるための指標を提示することは有効ではないか。

日本語教育において、国内外で非母語話者日本語教師も多数活躍している。日本語教育に関わる全ての日本語教師及び関係者が「日本語教育の標準(仮)」を参照することにより、熟達度や目

標を共有するための枠組みを持ち、互いの知見を共有し連携することで日本語教育の質の向上につながるのではないか。

次のページです。多文化共生社会に向けて、外国人と接する一般の日本人に日本語能力の段階を分かりやすく示していく必要があるのではないか。

CEFRにおいて言語教育における「社会文化的能力」「異文化適応能力」「自律学習能力」の育成も、言語能力と同様に重要であると指摘されている点について、取り入れてはどうか。

CEFRの理念の一つである、複文化・複言語という考え方は、背景も含め、内容を理解した上で、10、20年後の日本社会を見据え、「日本語教育の標準（案）」に取り入れるかどうか検討する必要があるのではないか。

(2)、続けて読みます。対象。対象者は、日本語を使用する全ての者とすべきではないか。

「日本語教育の標準（仮）」の利用者としては、日本語教育関係者だけではなく、日本語を使用する外国人と接する機会のある全ての方が対象となるのではないか。

(3) 内容。「日本語教育の標準（仮）」の考え方を説明する必要があるのではないか。

CEFRを参考に共通参照レベルとして日本語の全体的な尺度を示す必要があるのではないか。

日本語の共通参照レベルの言語能力は、基礎段階の言語使用者をAとし、自律した言語使用者をB、熟達した言語使用者をCの3段階とし、それぞれを2分割して全部で6レベルというCEFRの基準を取り入れることとしてよいのではないか。

A1, A2, B1, B2, C1, C2では一般の方には馴染みがなく分かりにくいいため、上記レベル名は変えずに、括弧書きとして入門、初級、中級、上級などの便宜的な名称を添えてはどうか。

CEFRの自己評価表を参考に6レベル別に「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）・（表現）」「書くこと」の五つの言語活動を示すことにしてはどうか。

次のページに行きます。「標準的なカリキュラム案」や、「JF日本語教育スタンダード」を参考に、日本語の各レベル・各活動別のCan-do Statements（能力記述文）を10から30程度示すこととしてはどうか。

言語使用の範囲として、活動領域・分野に共通する日本語能力を示すこととしてよいか。

日本語の特徴である文字に関する扱いについて、別に取り上げてはどうか。以上です。

○金田座長

ありがとうございました。それでは、順番に一つずつ検討していきたいと思います。

まず、一つ目ですね。標準とはとあるのですが、今回策定しようとしている日本語教育の標準が、どういった理念・考え方に基づくものかということをきちんと示し、それは当然、分かりやすく公表していく必要があると思うのですが、示し方も含めて御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○築島委員

大きい提案になってしまうのですが、1.現状と課題、2.CEFRを参考することについて、3が標準についてという順序は変えない方がいいのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

そんなことはありません。

○築島委員

拝見していて、大きく2種類に内容が分かれていると思いました。一つは、現状と課題があつて、だから統一した標準を作った方がいいのではないかという提案があるべきだと思います。そ

ういう意味では、5ページの下の三つのようなものを作った方が良いというのは、必ずしもCEFRかどうかは関係なく、日本として作った方がよいという標準があつて、その次に、そのときにCEFRをこういう意味で参考にした方がよい、CEFRを参考にする以上は、CEFRのこういうところを生かしたらいいのではないかという順番になり、4段階の構成になるのではないかという気がしました。

2段階目と4段階目が、両方ともここに掛かってしまっている気がするので、今のままだと、何か作ろう、CEFRがいいからCEFRで行ってしまおうというように読めてしまうと思うのですが、そうではなくて、姿勢は先に出して、その考え方と合うというものとしてCEFRを選び、そのCEFRの良さを生かしていこうという順番の方が主体的だと思いました。

○松岡委員

繰り返が多い感じがします。

○金田座長

そうですね。

○築島委員

CEFRとは書いていないところを中心に、前に持ってきていただき、CEFRの理念の一つであることや、CEFRを参照とすることは、この位置でもいいかもしれません。

○金田座長

今の1と今の3の中身が重なる部分もあるのですが、1の後に、ここでの「日本語教育の標準(仮)」というのはどういうものなのかをまず示し、CEFRを参考にします。なぜかということがその後に来る構成にした方がよいですね。それによって重複が削れるところもあるでしょう。

○増田日本語教育専門職

修正させていただきます。

○築島委員

金田座長がおっしゃるように、CEFRを参照にしてというより、まず、日本語教育の標準はこうあつてほしい、こういう方向性が良いというのがあるといいですね。

○金田座長

一つ目、二つ目は、CEFRという言葉は外しても構わないでしょう。三つ目は参考にするべきところだと思うので、CEFRにおいて理念の一つであるというように、言い方を変えてもいいと思います。

「行動中心アプローチ」もCEFRで強調されていることですが、このこと自体は、「標準的なカリキュラム案」でも重視されていましたし、JF日本語教育スタンダードでも当然ですね。日本語教育の具体的な教育方法・内容の歴史を振り返れば、コミュニケーションアプローチが世の中に大分普及したときには、当然、そういう考え方でということだったと思います。でも、結果として余り教科書が変わらなかつたり、現場もなかなか変わらないところが問題だったと思います。

この3の(1)は、少し順番も含め、前の方の1との兼ね合いも考えながら、構成を少し変えていただくということでもいいですか。

○菊岡委員

内容とも関係はするかと思うのですが、対象のところで、日本語を使用する全ての者を対象とするべきではないかということが私の中でよく落とし込めなくて、分かりませんでした。先ほど相互的な能力の捉え方が必要であるという御意見があったように、当然、この指標を作っていくときに、相手がどう出るかということも含めて指標が出来ていくと思うのですが、対象者を日本語を使用する全ての者としたときに、母語話者がこの標準自体をどう捉えていったらいいのかが難しいと思います。母語話者という認識のある人たちが自らも対象に含まれることについて賛同してくれるかが心配になりました。

○金田座長

そうですね。これに関して、いかがですか。

○松岡委員

この標準は何に使うのかというところとの関係だと思います。前段を読んでいくと、日本語学習というところに読めるので、一義的には非母語話者が日本語学習をする過程で用いる参照枠として使うということになると思います。ここで対象を全ての人と出すよりは、母語話者の人たちも考えるべきではないかという文言にしてはどうでしょうか。対象と出すのは違和感がありますね。

それから、些末なことですが、「者」が出たり、「人」が出たり、「方」が出たりで、ここを何かに統一した方がいいと思います。

○菊岡委員

最終的に「複文化・複言語」というものを取り入れていくことを明示するのであれば、対象者は全ての人になるのかもしれませんが、果たしてこの委員会で「複言語・複文化」ということを明示してよいのか不安が残りますので、私も母語話者を対象とするのではなく、日本語学習者としての認識のない人間がどう関わっていくかという関与の部分は明示しておくべきではないかと思います。

○松岡委員

書く箇所が難しい感じですね。

○菊岡委員

そうですね。

○松岡委員

ただ、石井委員がおっしゃったように、落としてはいけないものだと思います。この議論はパネルの打合せをしているときも出ていたのですが、「複言語・複文化」と言って良いか、そこまで守備範囲なのかという観点です。個人的には、考え方として10年後、20年後に向けて取り入れてほしいというものがある一方で、この標準は何だといったときに、余り錯綜するような書きぶりをする、誰が使うのか、どこで使うのかといったときに問題が起こるのではないかと思います。

○金田座長

対象という言い方が適当でしょうか。

○松岡委員

何だか唐突な感じがします。

○金田座長

評価する対象だったら対象だとは思いますが、どうでしょうか。

○松岡委員

これを参照する対象という意味ですか。

○増田日本語教育専門職

はい。

○金田座長

その二つ目の中黒の「利用者」という言い方で、学習者も含めるということはできませんか。

○増田日本語教育専門職

学習者だけが使うものではないということの意味したものでした。日本語教師もお使いになりますし、外国人を雇用する企業担当者や地方自治体の関係者、あるいは一般の方も御覧いただくものであると意見交換会でそういう御意見をいただいたように思いまして、このような書き方にさせていただきました。

○金田座長

学習者も、雇用する企業も、教育を担当する人、接する日本人、教育に直接関係ないけれども一緒に話をする日本人も利用者の可能性がありますね。

○築島委員

この対象とは、利用者という意味なのではないでしょうか。

○松岡委員

そうかもしれません。

○築島委員

金田委員が挙げられた人たちを全部挙げていくのかどうかですね。全体を通して見ると、微妙にあちこちで違う利用者になっているところは確かにあるので、どうすればいいでしょうね。

例えば、4ページの最後の、どうやってC E F Rを取り入れるかというところでは、急に明示的に「この考え方を取り入れ、日本語学習者も活用することを想定して作成してはどうか。」と書かれています。

○松岡委員

学習者といえますか、日本語の能力がどの程度かということを知りたい人全てですね。そういう意味で教師でもあり、外国の人と対応する人でもあり、学習者本人でもありです。だから、この対象のところの二つ目の中黒というのは、そうなのでしょうね。でも、対象という用語では何か違和感があるので利用者にしませんか。

○金田座長

利用者にしても構わないのですか。

○増田日本語教育専門職

はい。

○金田座長

でも、利用者の第一に考えるべきは学習者ですね。日本語を使って社会的な活動をする人というのがその次には出てくるだろうし、教育活動に関わる人たちや企業ですね。その能力を知りたい人たちというのが、その後に出てくるのではないかと思います。

○松岡委員

その想定が、5ページの中黒に出てきています。5ページの下から二つ目の、「学習者が自らの日本語の習熟度を客観的に把握したり」という学習者です。それから、日本語教育のところでは、「非母語話者日本語教師も」と、日本語教育関係者が共有するための枠組みというところに、教師が出てきていて、6ページの最初の中黒が「外国人と接する一般の日本人」となっています。対象が三つ出てきてはいます。

○築島委員

そういう意味では、この標準を作る意味自体として、その人たちを通して同じ指標を持つということであるとした方がいいということになるのでしょうか。みんなが使うものなのだという事は確かに書いた方が良く思うのですが、利用者が誰、と定義するという事よりも、そのために作るのだというぐらいの方がいいのかもしれない。

○松岡委員

利用目的を書くということですね。

○菊岡委員

もしかしたら、活用の期待のようなものを示したいところかと思いましたが、一方では、利用者と限定したのは、こちらが活用の目的や活用方法を縛り付けるものではないということを明示するために、あえて活用方法ではなく、人という示し方がされているとも思いました。最終的にはそれを使うのはそれぞれの人たちであり、こちらが規定するものではないという、CEFRの態度を踏襲しているがゆえなのかとも思いましたが、そうなのでしょう。

○増田日本語教育専門職

すみません、特段の信念があって、このように分けたわけではありません。事務局としては、全くCEFRを知らない一般の方が、誰のためのものなのか、どこに向かって発信しているのか分かりにくいので、対象・利用者かもしれませんが、それを明確に示した方が、手に取っていただけたらと考えた次第です。

○菊岡委員

あなたも当事者ですよということが伝わるようにということですね。

○増田日本語教育専門職

そうですね。分かりやすさの観点で何とか工夫したいというところでした。活用の意図や想定

される利用者を文章の中に入れて、ひとまず文案を作成するというところでよろしいでしょうか。

○金田座長

そうですね。中黒が数多くありますが、もう少し学習者が主体として書いてあるのと、教育に関わる人、そして一般の人というように並びがはっきりすれば、このように使うのだということが分かりやすくなるかもしれません。少し整理していただけますか。

○増田日本語教育専門職

はい。ありがとうございます。

○金田座長

続いて、内容に関してはいかがでしょうか。

○松岡委員

内容の三つ目の黒丸ですが、6レベルを外す、外さないという話がありましたが、整合性を取った方がいいですね。それから、四つ目の入門、初級、中級、上級という呼称は、一般の方に分かるのでしょうか。

○菊岡委員

これは私も、ない方がいいと思います。新しい指標として新しい用語で押した方が良いのではないのでしょうか。新しい用語というのは、要はCEFRのA1、A2という言い方が一般の方に新しいのであれば、新しい指標としてその言葉を使っていただくのがいいと思いました。

○増田日本語教育専門職

国際交流基金の教材「まるごと」でも呼称を出していますよね。そういうものを一切用いずに、A2やB1と出した場合、一般の方に果たして分かるのかという懸念がありまして提示させていただいたものです。以前、他省庁の方にCEFRについて説明をしたときに、レベル感がよく分からない、AとCではどちらが上なのか、分かりにくいと普及するのは厳しいのではないかと御意見がありました。

日本語教育関係者だけで議論している場であれば、通用するのかもしれませんが、一般の市町の方々が使うものであるということを有識者にはよく検討いただきたいという御意見も頂いておりまして、事務局としてはABCに加えて補足的に使用できないか検討していただきたいと思っております。

「日本語教育の標準」という名称もですが、名付けは難しいと思っております。

○築島委員

ただ、最初にCEFRは日本にも浸透してきているのだということを言っていますよね。NHKや英検などと言っていくのにもかかわらず、浸透していないというのは姿勢としては矛盾していませんか。

○菊岡委員

いっそCEFRにある、スレッショルドとかアドバンテージのように、新たな用語を付けますか。

○築島委員

そうですね。別に法務省の告示基準も、初級レベルと言っているわけではなくて、いきなりA2と言ってきているわけですから。

○増田日本語教育専門職

法務省の告示校は日本語教育の専門家がいる機関であり、告示校の日本語教師がA2が全く分からないということは考えにくいと思います。同じく特定技能も日本語能力レベルはA2であるという言い方で、国民に知らせているわけではないと思います。

今回作ろうとしている日本語教育の標準は、地域で外国人に寄り添っていかれる方々も一緒に見ていただけるものとしたときに、国際交流基金が示した虹色の坂道の図のようなイメージが併せて提示できればいいのかもしれませんが、それでも、A2とB1、B2とC1はどう違うのかを広く一般に伝えていくのは、なかなか難しいのではないかと考えておりました。

○松岡委員

レベルの表の左手に、段階として基礎、自律、熟達とありますが、この用語を示せば、「B1」と取り出して言わなくてもいいように思います。

○金田座長

国際交流基金の虹の坂道のイメージがある中でB1やA2と見ると、分かるような気がします。A2だけ見たときに分かりにくい人が多いということですね。それで、A2（初級）と示す方が、多くの人にとってはレベルをつかみやすいのではないかということだろうということは理解できます。

ただ、これから数年の間に、大学入試などで、今よりもA2、B1、B2というレベルに対する理解が急速に進むかもしれないのでは、ということはありませんか。

○増田日本語教育専門職

資料4のレベル別名称の下に括弧書きで入門、初級、中級などと案を記載させていただいていますが、例えば役所の人間でさえ、C2が一番上だから上級なのだ、今ある日本語のテストで最も受験者数が多い日本語能力試験であればN1レベルだろうと思ってしまいます。

上級以上と想定されるC2のレベルでは伝わりにくいのではないかと思います。OPI等で用いられている超級という名称を記載してみました。いいかどうかは御議論いただきたいと思いますが、A、B、Cがなくなるのではなく、括弧書きの補足としてはどうかという御提案です。

○築島委員

今、増田専門職がおっしゃったような意味で、C2は上級ではないのだというのは逆の危険性もあって、上級と聞いたときに、ある意味、一般の人はC2のイメージを持ちがちだということですね。それは、実は多くの「上級」の教材が扱っているものがここではB2だったりすることです。逆の意味で、初級、中級、上級という言葉を使うのは危険なことなのではないでしょうか。

つまり、一般人が上級という表現から思うのがC1、C2のことなのだとしたら、この人は上級ですと言ったときの日本人は、C1、C2を期待しているということになってしまいますね。

○増田日本語教育専門職

既存の日本語のテキストで、初級や中級と示されているレベルと、多少のずれが出てくるだろうというのは確かにあります。

○築島委員

だから、入門というのがみんなにとっての入門だろうということぐらいは分かるし、もしかしたら初級までは大体同じイメージかもしれないのですが、中級、上級となると、逆に一般の方と日本語教育の方、日本語教育の中でも、国内と海外では違ってきますし、ましてや、迎え入れるいろいろな機関や学校によっても共通言語にはならないのではないかと思うので、新しい言葉を考えるか、使わないほうがいいのではないのでしょうか。

○松岡委員

難しいですね。初、中、上級というのが、一般の、言語教育と関係のない方たちがどんなイメージを持たれるのかがよく分からないので、変に付けると実際のレベルとずれるかもしれないかと思えます。

○菊岡委員

基準が二つになってしまっただけは元も子もないといえますか、「まるごと」は教科書ですからいいとは思いますが、日本語教育の標準自体は軸になってくるものなので、名前はない方がいいのではないかと思えます。

○金田座長

難しいところですね。確かに、世の中の人たちが初級、中級、上級と3分割でしか考えていないというのはあるかもしれませんが、そこに超級レベルがあると、いくら言われても分かりにくさは変わらないでしょうね。

○菊岡委員

名前を考えるなら、1個ずつ別々がいいですね。C1とC2も。

○松岡委員

一緒にしないでですか。

○菊岡委員

はい。要は対応する名前という位置付けです。

○金田座長

これは今決めねばならないということではありませんね。

○増田日本語教育専門職

はい。ただ、名づけはしないというワーキングとしての御意見であれば、次回の小委員会に上げる資料には、仮称は落とした資料で作成させていただきたいと思えます。

○松岡委員

どちらを出すかは分かりませんが、取ったものを出しておいて付けた方が分かりやすいかという問い掛けにするか、出しておいてこれで大丈夫かと確認するのは協議をした方がいいと思えます。

○島田委員

今まではA2といったときに、基礎段階という言葉は入っていなかったわけですね。それを入れてあれば違った可能性はあるのではないのでしょうか。そうすると、この基礎段階、自律した言語使用者、熟達した言語使用者というのは、それなりにイメージできるのではないのでしょうか。特に「自律した」があると、Aはまだ自律していない、助けが必要だというメッセージ性もあると思います。

○金田座長

どちらかというと、入門とか初級という補足的な言葉を添えるよりも、基礎段階という言葉に常につけるという方法ですか。

○島田委員

Cが上か、Aが上か分からないというのも、日本語能力試験も同じで、1が上か下かというのはテストによって違います。そんなものだと思います、みんな理解するのではないのでしょうか。

○金田座長

どちらが上か下かは明示しながら説明する、A1は6段階のうち一番下のレベルだということが分かるようにするということでしょうか。

○島田委員

どうでしょうか。基礎、自律、熟達では、抽象度が高くて分かりにくいということでしょうか。

○松岡委員

どちらが上かは、分かりますよね。

○築島委員

委員会に出すのであれば、この入門、初級という便宜的な名称まで具体的に書かずに、上記レベル名のほかに何か補足的な言葉を付けるかどうか検討したらどうかという記載に止めておいていただくのはどうでしょうか。

○石井委員

一方で、日本語母語話者なら当たり前だと思っているような、自分が言いたいことの範囲ではペラペラ話せるから日本語はバッチリと思っているとはいけない、超級と示して、母語話者でも自動的に超級にはならないのだと示しておく意味はないのでしょうか。日本語母語話者も自分の言語能力はどうか意識することは、この指標を全ての人に見ていただきたいと考えたときに、当然、スタートとしては、日本語が母語ではない人たちと一緒に世の中を言葉という側面から回していこうという指標として、この部分はとても大事なような気がして、こだわりたいところですが。

○築島委員

石井委員がおっしゃるのは、超級という名前が付いていれば、日本人も自分は上級じゃないかもしれないと思う可能性があるということですか。

○石井委員

はい。超級という名前がどうかということもいろいろ考えますが、少なくともここに示されて

いるディスクリプションがあれば、母語話者であっても努力が必要なのだというアピールしたいところが何となく伝わるのではないかと思います。

○菊岡委員

そうだとすれば、この熟達、自律という記載でも十分理解できるのではないのでしょうか。余り重要なことではないのかもしれませんが、OPIでも超級や上級という言葉を使うので、基準が混乱しそうだという懸念があります。もし付けるのであれば、新たなオリジナリティーあふれるものでもいいのではないのでしょうか。

○金田座長

小委員会では、仮称は外した上で、このままで理解が図れるかについて審議しましょうか。

内容に関しては、当面、一次報告に関連した話ではありますが、それ以降、どこまで小委員会で扱っていくかも念頭に、御意見いただければとは思っています。一次報告は今年度出しますが、日本語教育の標準そのものは、令和3年度末を一応の期限にしているのですね。時間があるとは余り言えませんが、日本語教育の標準に含めるべきものがありましたら、御意見いただければと思います。

○松岡委員

確認なのですが、「Can-do Statements」を10から30程度示すという、この数字の根拠はありますか。

○増田日本語教育専門職

これは小委員会のCEFRの有識者の先生に、今後検証作業を行うことを想定し、どのぐらいの数の能力記述文があれば大体調査ができるのか、最低限の数というのは幾つぐらいなのかというのを伺って、その数を基にしています。CEFR本体の検証を参考にしています。

○松岡委員

分かりました。

○築島委員

これは四角の1個につき、10から30という発想ですね。

○増田日本語教育専門職

はい。その検討のたたき台として、国際交流基金に調査研究していただいた資料を参考に、次回検討を行いたいと考えております。今日、委員のみ机上に配布させていただいております。

○築島委員

これを踏まえてということですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○築島委員

ですが、C1やC2については、これから作らなくてはいけませんね。

○菊岡委員

作らなければいけないものは、ありますね。基金から提出したものの中に、教育領域と申しますか、日本語教育の教室ではなく、教育、例えば母親として学校の先生と話すとか、そういったものが余り含まれていないので、その辺は形にしていかなければいけないと思っています。

○金田座長

最後の項目ですが、日本語の特徴である文字に関する扱いについてです。国内外の様々な現場の事例、先行研究がありますので、先進的な取組をしているところのお話をヒアリング等で伺いつつ、検討していきたいと思いますが、いかがでしょうか。御提案があれば、お願いします。

○島田委員

今の御提案について、既に興味を持って、関心を持って研究をしている人たちがいますので、私もヒアリングでお話を伺ってみたいと思います。前のワーキンググループでも申し上げましたが、フランスのグルノーブルの大学の先生たちも日本語の文字、漢字について研究していると聞きました。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにもあるかとは思いますが、次に進めさせていただきます。日本語教育の標準の策定に当たって、本日色々ご意見をいただいたわけですが、大きな方針について事務局から提案があるようなので、松井専門職、お願いします。

○松井日本語教育専門職

先日の文化庁日本語教育大会のパネルディスカッションでも言及されたことではありますが、「日本語教育の標準（仮）」を出すに当たって、考え方を、明示的に、例えば三本柱のように、分かりやすくお示しできないかと考えまして、事務局からの提案を述べさせていただきます。

1つ目として、学習者は社会的な存在であるということです。2つ目として、できることに注目するという。そして、3つ目に、学習者は学ぶ規範としての母語話者を目指すものではないということ。この3点を明示的に冒頭に掲げてお示しできないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。三つの柱の一つ目は、5ページ目の1番目に重なりますね。言葉を修正していただいて、ほかと同じ並びの中黒ではなく、大きな丸にするなり、番号を付けるなりして目立つように柱にさせていただくということで良いのではないかと思います。

二つ目の、できることに注目するというのですが、5ページ目の二つ目と重なる部分があると思います。もちろん、資料に書いてあることだけでは十分ではありませんので、うまく柱となるように、例えば、(1)の下に箇条書きで補足説明を入れていくなどすると良いと思います。

学習者は社会的な存在だということ、そして、できることに注目するというのも、複数のことが言えるわけなので、番号をまた改めて付けてみてください。

三つ目は、母語話者を目指さない。ここの書き方は工夫した方がいいかもしれません。先ほど対象者についての検討で、対象はなくなりましたが、誰もが利用者であり得るということや、先ほど石井委員がおっしゃったような、C1、C2というレベルは、日本語母語話者も努力して到達する可能性のあるレベルであるなど、うまく伝える必要がありますね。書き方は難しいかもしれませんが、母語話者を目指さないと言っても、目指したいという学習者が一方ではいると思うので、それを否定するべきではないでしょう。母語話者の日本語を規範とするわけではないこと、

誰もが母語話者の日本語を目指さねばならないわけではないということを示すのが大切だと思います。そこは言葉を補っていただき、補足的に発音や、読み書きに関して挙げていただくと思います。

○築島委員

「日本語教育の標準（仮）」というのがどうあるべきかを考えることが必要だと思うので、1番と2番については、まず、この姿勢が私たちにあるということを示すべきだと思います。

それはCEFRと共通するということになると思いますが、一緒だからこそCEFRを選んだということになるかもしれません。それから3番目の部分は、CEFRを見ると、こんな良さがある、このような考え方があるので、これを私たちも取り入れたらいいのではないかということになるのではないのでしょうか。

まずCEFRを入れる前に、どういうものを作るかという基本の柱と、CEFRを使うことによって付随してくる良さは、明確に分けた方が良くと思います。この3本が柱になるのかどうかは、もう少し検討の余地があると思いました。

○島田委員

三つ目の母語話者を目指さないというのは、この資料3の5ページの四つ目の「ガイドラインであり参照枠であって、同質化を狙ったものではない」ということがそれに近いと思いました。共通する部分があるのではないかと思います。

○金田座長

この同質化の部分は、今おっしゃったようなものも含まれるし、教育の内容や方法を画一化することを狙うものではないということについても言葉を補足していただけるといいかと思います。

○増田日本語教育専門職

分かりました。

○金田座長

いずれにしても、この3番の（1）については、羅列的にはなってしまうので、番号を付けるなりして、中心となる柱を作って書いていただくということでお願いします。

最終的に「日本語教育の標準」といったときに、最終的に一体どういうものが目の前に仕上がるのか、どのような位置付けとして示されることになるのか、今一つ分かりにくい部分があるので、それを私たちはこれから作っていかねばいけないと思うのですが、できればたたき台になるようなものを事務局で御提案いただけるといいかと思います。それを作る段階で、私たちもいろいろな形でアイデアを出し合うことが可能かと思いますので、委員の皆さまにも是非御協力いただければと思います。

それでは、時間も限られていますので、次に4. 一次報告（案）の検討範囲についてです。松井専門職、よろしいですか。

○松井日本語教育専門職

4. 一次報告（案）の検討範囲です。「日本語教育の標準（仮）」の一次報告（案）として、下の四つについて検討を行う。1）「日本語教育の標準（仮）」の考え方、2）CEFRを参考に共通参照枠として日本語のレベル概要を示す、3）「標準的なカリキュラム案」や、「JF日本語教育スタンダード」を参考に、各レベル・各技能別のCan-do Statements（能力記

述文)を10から30程度作成する、4)日本語の文字に関する扱いについて取り上げる。

一次報告(案)は、令和2年度に広く意見募集を行った上で、取りまとめることとする。以上です。

○金田座長

ありがとうございました。これに関しまして、いかがでしょうか。一次報告の内容として、ここに挙げてあるものでいいかどうか、御意見を頂ければと思います。

○松岡委員

この一次報告(案)は、いつ発表する予定ですか。

○増田日本語教育専門職

令和2年4月以降に意見募集を行った上で取りまとめることを予定しています。

○金田座長

一次報告(案)の案ということですか。一次報告が令和2年度中にできるということですか。

○増田日本語教育専門職

はい。一次報告は最終的には国語分科会のとりまとめになりますが、ワーキンググループとしては、12月中に案を作成いただき、小委員会にお示しいただくこととなります。

○金田座長

ワーキンググループの進め方の一番下に、令和2年2月、3月、国語分科会に第一次報告(案)の提出、審議とあります。

○増田日本語教育専門職

これは、日本語教育小委員会から案を出して、国語分科会で了承を得てから意見募集を行い、結果を受けて再度審議を行った上で、案が取れるという流れになります。パブリックコメントを受けた審議を行って、令和2年度中に一次報告が取りまとまるということになります。

○金田座長

では、7ページ一番下を書いてある案は、削除したほうがいいでしょうか。

○増田日本語教育専門職

失礼しました。後で修正させていただきます。

○津田日本語教育専門官

資料の2が正しいです。この7ページの下の一二次報告(案)の(案)は削除します。一次報告は、意見募集をした上で、結果を反映して取りまとめることとなります。

○築島委員

分かりました。

○金田座長

一次報告案だろうが、一次報告だろうが、内容的にはこの1から4が入るということよろし

いか、ということですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○松岡委員

進行上の不安ですが、文字まで片付くのがよく分かりません。先ほども指摘したのですが、日本語の独自性は文字だけではない部分がありますので、その扱いをどうするのかということも含めて、幾つかある中の一次報告では、とりあえず文字を検討するという話なのか、ヨーロッパ言語から外れている日本語の独自性をどのようにするかということまでを検討するのか、扱ひ方の案を出すということまで行くのか、その辺りはどうお考えでしょうか。

○増田日本語教育専門職

事務局としては、その答えを持っているわけではありません。文字については今期検討いただきたいということで、審議会の開始時から議論の俎上に上がっていることと思います。

○金田座長

私も今更で申し訳ないと思いながらお伺いするのですが、令和2年3月は、今年度ですね。今年度中に報告案を分科会に提出して、それについて広く意見募集を経て第一次報告を取りまとめというのは、案を出してから意見を頂いて取りまとめる時間の方がかなり長いという感じですが、これは3月に第一次報告（案）を出さねばならないわけですね。

○増田日本語教育専門職

そこまで意見募集に含めることを目指したいと思っておりますが、ワーキンググループの審議の状況によっては延びるか、若しくは小委員会で引き取って御議論いただくか、考えたいと思います。文字を扱わないということは避けたいと事務局としては思っているということです。

○築島委員

例えば一次報告では検討事項を洗い出し、2年度に再度考えるということもあり得るわけですね。

○増田日本語教育専門職

はい、令和2年度に継続審議ということは、もちろん考えております。

○金田座長

これも本当に根本的なことをお伺いしますが、一次報告があるということは、第二次、第三次、最終報告とかは、どのように考えていけばいいですか。

○増田日本語教育専門職

事務局としましては、日本語教育の標準を作成に取り掛かるにあたって、今後どのようなものがこの場で御議論いただきたいと思っております。事務局が答えを持っているというわけではありませんが、CEFRで示されているもののうち、日本語がそれに適応するためには、一次報告案としては、資料4と5まではお示ししようということで了解を頂いていると思っております。文字についての扱ひを含めようということまでは前回小委員会で御発表いただいてもいいと思いますので、そこはお約束いただいたところと認識しています。

そこまで今年度終わったところで、日本語教育の標準が完成したかという点、そうではないと思いますので、その後、調査検証を行うとともに、多様な関係者の協力を得ながら、必要な素材を集め、とりまとめをしていきたいと考えております。作成・検討が必要なものについて、委員の皆さまから御提示を頂ければ有難いですし、難しいようであれば、事務局から案をお示ししないといけないとは思いますが。

○金田座長

分かりました。とりあえず、文字については取り上げるということですね。資料3の検討事項1, 2, 3, 4に関してはよろしいでしょうか。

最後に、5. 令和2年度以降の検討課題についてです。松井専門職、お願いします。

○松井日本語教育専門職

5. 令和2年度以降の検討課題です。CEFRは30年を経過した現在でも、検証・見直しが行われている。「日本語教育の標準(仮)」の策定後も、定期的な検証・見直しを念頭に置く必要があるのではないか。

C2までのCan-do Statements(能力記述文)の更なる収集及び検証作業を行う必要があるのではないか。

「日本語教育の標準(仮)」については、学習者が活用することも想定されることから、多言語翻訳を行う必要があるのではないか。

「日本語教育の標準(仮)」の共通参照レベルと、既存の日本語能力の判定のテストをひも付けるための手法について検討を行い、示す必要がある。

CEFRの補遺版の分析及び「日本語教育の標準(仮)」への参照が必要かどうかについては、別途検討する必要があるのではないか。

より良い言語教育の実践のためには、日本語教師や教育機関が「日本語教育の標準(仮)」の理念を形にするために参考となる日本語のランゲージ・ポートフォリオや「Core Inventory」の開発、現場における使用方法の手引の作成が必要ではないか。

レベルごとに求められる文法や語彙のリストなどの補助資料の作成が必要になるのではないか。以上です。

○金田座長

ありがとうございました。令和2年度以降に検討が必要な課題に関しまして御意見をお願いします。

○島田委員

四つ目のテストをひも付ける方法については、CEFRでは示していますが、実際、大変だろうと思って気になっています。この箇所については、ほかの文章では「必要があるのではないか」となっているのに対して、必要があると言い切っているのが、統一しておいたほうが良いのではないかと思います。

○増田日本語教育専門職

ありがとうございます。

○島田委員

考えなくてはいけないとは思いますが、それを示すのかどうかというところも含めて検討する必要があると思いました。

○金田座長

ひも付けの手法について、十分に理解しないまま、非常に一方的・断定的に行っているテストが、日本語に限らず複数ありますね。それを避けるために、ひも付けであれば、こういう方法を取らねばならないということを示す必要があるのではないかという提案ですね。とても大事なことだと思います。

今後の検討課題としては、まだ多くありますし、ここに挙げてあるだけでもかなり時間と労力が必要になることだとは思いますが、数年掛けて取り組んでいくことになると思います。今後も、ワーキンググループでも、小委員会でも検討していくことになると思いますので、御意見頂戴できればと思います。

「標準的なカリキュラム案」のときもそうでしたが、「JF日本語教育スタンダード」が着実に成果も上げて、教材や各国の教育プログラム等もそれに付随して普及されているとは思いますが、今回「日本語教育の標準」が意図するものは、影響力も当然ながら大きいものになります。作成者の意図したことを反映してもらうために、いろいろなことをこれからやっていかなくてはならないと思っています。教育現場で誤解のないように有効に活用していただくようにするには、ここに挙げたような検討課題を含めて、これからいろいろな形で事業を推進していく必要があると思いますので、今後もいろいろな形で御協力いただければと思います。

1週間後の小委員会で、今日の意見を踏まえた資料を提示するというところで進めていきたいと思っています。今日、言い尽くしていないことや、細かい文言の修正など、御意見あるかと思っていますので、事務局までお寄せいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

その他の議事として、来年度の概算要求に関して発表がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○津田日本語教育専門官

参考資料3をご覧ください。文化庁国語課の日本語教育関係の令和2年度概算要求について御説明申し上げます。まず、現状ですが、平成30年12月の閣僚会議で、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、この中に、CEFRを参考にした日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成が盛り込まれております。

6月には日本語教育の推進に関する法律が公布・施行され、これから日本語教育の施策は、新たなフェーズに入り重要性を増していきます。このため、文化庁国語課では、大きく柱としては二つ立て、一つは日本語教育の全国展開・学習機会の確保、もう一つは日本語教育の質の向上のための施策を実施していくことを考えております。

(1)①で、都道府県・政令指定都市が行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを今年度から補助事業で実施しておりますが、来年度も維持できるようにしていきたいと考えています。

②の日本語教室の空白地域解消の推進ですが、今年度から、日本語教室がない空白地域で、日本語教室に通えない外国人を対象として、インターネットを活用した日本語学習教材、ICT教材を、今年度に引き続き、来年度も要求して作成していきたいと考えています。現在の予定では全部で14言語作成していきたいと考えております。

続きまして(2)の日本語教育の質の向上についてです。「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」の報告を、昨年度、文化審議会国語分科会でまとめていただきました。その報告で示された日本語教育人材の教育内容、モデルカリキュラムに基づいて、現在、委託事業でカリキュラムを開発しております。来年度以降は、開発されたカリキュラムを実際に活用して研修事業を実施していきたいと考えております。日本語教師の初任段階の、生活者としての外国人、留学生、児童生徒、就労者、日本語教師(中堅)、日本語教育コーディネーターの主任教員、学習支援

者の7分野において、全国6ブロックで研修ができるように概算要求をしております。こちらの事業が約3倍で、増額幅が大きい予算になっております。

それと、日本語教師の資格については、日本語教育小委員会の別のワーキンググループで、骨格をまとめるために、今年度、議論しております。報告がまとまった後に、詳細を検討するために、調査研究の予算を要求しております。

(2) ③日本語教育に関する調査研究については、今、御議論いただいている「日本語教育の標準(仮)」の第一次報告をまとめていただいた後、その第一次報告の検証を行うための調査研究と、令和2年度以降に行う検討の中に入っておりますが、現在、日本語能力に関する試験が約20ありますので、試験団体が「日本語教育の標準(仮)」と紐付けを行うための手引、チェックリストを作成するための調査研究ができるように、調査研究の予算を増額しております。

今年度の文化庁国語課の予算は約8億円ですが、来年度は約9億6,000万円の予算を要求しております。必要予算を確保して、日本語教育を推進していけるように、しっかりと対応していきたいと考えております。説明は以上です。

○金田座長

ありがとうございました。日本語教育人材養成及び研修カリキュラムの開発・活用事業ですが、先ほどブロックごとに研修をしていくということでしたが、どのような内容でしょうか。

○津田日本語教育専門官

日本語教師等の活動分野の7つの研修カリキュラムを活用して、全国6か所で研修事業を実施していけるように予算要求をしているところです。例えば、就労者に対する初任の日本語教師研修でしたら、東京だけでなく、全国6ブロックで研修を実施していけるようにしたいと考えています。

○金田座長

それは同一のモデルカリキュラムによって、地域が違えど、同じ内容の研修が受けられるようになるということですね。

○津田日本語教育専門官

はい。

○金田座長

本年度実施している事業は、カリキュラムの開発に関する公募でしたが、来年度はそうではないということですか。

○津田日本語教育専門官

本年度はカリキュラム開発の段階ですが、来年度は更に開発したカリキュラムを使って研修を実施いただき、普及していくという事業を考えております。

○増田日本語教育専門職

募集形式は本年度と同じく委託です。企画競争ですので、優良な企画を選定し、全国で研修を実施していただくということになります。今開発いただいた機関・団体がそのまま自動的に普及に回るということではないということです。

○金田座長

更に予算も増やしていくようですが、新規にいろいろな組織・団体が応募し受託することができるということですね。

○津田日本語教育専門官

そうです。カリキュラム開発は当面続けていきたいと考えています。

○金田座長

分かりました。それでは、最後に事務局から連絡事項等あれば、お願いいたします。

○増田日本語教育専門職

次回のワーキンググループの日程ですが、10月8日火曜日午後1時からの開始を予定しております。御出席のほどよろしくお願いいたします。

○金田座長

審議・進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。これで第2回日本語教育の標準に関するワーキンググループ、閉会とさせていただきます。